



島根県報

平成16年10月 8 日 (金)
号外 第 110 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱

(水 産 課)

告 示

島根県告示第990号

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県は、知事が別に定める平成16年台風(以下「平成16年台風」という。)による災害による漁業施設等の復旧を支援するため、漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する漁業近代化資金(以下「漁業近代化資金」という。)を貸し付ける法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 5 号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、予算の範囲内において島根県漁業災害復旧資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)

第 2 条 前条の利子補給(以下「利子補給」という。)の対象となる漁業近代化資金の種類は島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)別表第 1 号資金の項から第 5 号資金の項までに掲げる資金のうち、平成16年台風による災害の復旧のために要する資金とし、利子補給率は年0.90パーセントとする。

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の借受資格者)

第 3 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金を借り受けることができる者は、法第 2 条第 1 項各号に掲げる者のうち、漁業所得が総所得の50パーセント以上であり、かつ、平成16年台風により漁業施設等に被害を受けた者とする。

(利子補給契約書)

第 4 条 利子補給は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第 5 条 県が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで(以下「上期」という。)及び 7 月 1 日から 12 月 31 日まで(以下「下期」という。)の各期間における漁業近代化資金につき算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞金を除く。))の総和を年間の日数で除して得た金額とする。)に第 2 条に定める利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第 6 条 融資機関は、利子補給金を請求しようとするときは、上期に係る利子補給金についてはその年の 7 月 31 日までに、下期に係る利子補給金についてはその翌年の 1 月 31 日までにそれぞれ漁業災害復旧資金利子補給金請求書(様式第 1 号)に漁業災害復旧資金利子補給金計算明細表(様式第 2 号)を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第 7 条 知事は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第 8 条 知事は、利子補給に係る漁業近代化資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

- 2 知事は、融資機関がその責に帰すべき事由により補助金等交付規則、この告示又は第 4 条の規定により締結した契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の義務等)

第 9 条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給に係る漁業近代化資金の融資に関し報告を求めたとき又はその職員をして当該資金の融資に関する帳簿、書類等を調査させるときは、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成16年10月 8 日から施行し、平成16年10月 6 日から適用する。
- 2 この告示は、平成17年 3 月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認された利子補給については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
融資機関 名 称
代表者 印

漁業災害復旧資金利子補給金請求書

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱第 6 条の規定に基づき、 年 期分の利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 円也

内 訳

(単位：円)

資 金 種 類 (号 別)	利 子 補 給 金	備 考
合 計		

